

P.T.A 細則

- 第1条 この細則は、会則5、6、8条の規定に基づき専門部（委員会）を設け、その組織および運営について定める。
- 第2条 専門部（委員会）は常置部会、常任委員会および臨時委員会および文化サークルとする。
- 第3条 会則第2条3項の目的に沿って理事会が必要と認めた時に文化サークルを置くものとする。
- 第4条 常置部として次の各部会を置く。
（1）広報部 （2）補導部 （3）厚生部
- 第5条 臨時委員会は、特別の事項について理事会が必要と認めた時に置くものとし、その任務を終えた時に解散する。
- 第6条 常置部の部長及び委員会の代表は、部員・委員の互選により選出し、会長が委嘱する。副部長及び副代表、書記、会計は、部長及び委員会の代表の推薦に基づき会長が委嘱する。部員・委員については会員の互選により選出し会長が委嘱する。各任期は1年とするが再任はさまたげない。
- 第7条 専門部（委員会）の部員・委員の定数は理事会で定める。
- 第8条 常置部各々の任務は次のとおりとする。
（1）広報部 （イ）会員に対する報道、意見の交流 （ロ）会報（部報）の発行
（2）補導部 （イ）児童の安全、事故防止対策と指導
（ロ）こども会、校外班等育成に関すること
（ハ）望ましくない環境の整理と指導巡視
（3）厚生部 （イ）児童・会員の福利厚生
（ロ）学校保健、体育活動、学校給食活動への協力
（ハ）環境衛生の改善
- 第9条 学年部は学級児童直接の福祉と会員の成人教育を推進し、P.T.A 活動の充実を期するものとする。
- 第10条 学年部部員の選出方法は次のとおりとし、任期は1年とするが再任はさまたげない。
（1）学年部部員 各クラス若干名 会員の互選
（2）学年部長1名は、学年部部員の互選により選出する。
- 第11条 専門部（委員会）及び学年部の会合は会長の承認を得て各部長または代表が召集し、それぞれ必要に応じて開くことができる。
- 第12条 専門部（委員会）及び学年部、会務活動の有効適切な運営をはかるために理事会を置く。理事会は正・副会長、学年部長、常置部長、委員会代表、代表幹事で構成し、主な処理事項は次のとおりとする。
（1）この会の本部活動

- (イ) P.T.A.の組織、運営、会則の研究
- (ロ) 役員会等集会の企画
- (ハ) 各専門部（委員会）活動の調整
- (ニ) 他の機関との連絡協力
- (ホ) 定期総会に関する事
- (ヘ) 予算の執行及びその他財務
- (ト) その他

(2) 緊急事項の処理

(3) 総則の制定、改廃に関する事

第13条 慶弔金は次に定めた場合に支出するものとする

(1) 慶事

- (イ) 会長・副会長及び幹事の承認を得た事項とする。
- (ロ) 祝い金の金額は会長・副会長及び幹事で協議する。

(2) 弔事

- (イ) 会員死亡の場合 10,000 円
- (ロ) 児童死亡の場合 10,000 円
- (ハ) 教職員並びにその配偶者の死亡の場合 10,000 円
- (ニ) 教職員の第一親等死亡の場合 5,000 円
- (ホ) その他の本会関係者の弔事については、会長・副会長及び幹事で協議し、5,000 円までとする。

(3) その他については会長・副会長及び幹事が協議決定する。

第14条 附則

この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

昭和38年5月28日より実施する。

昭和44年5月17日 一部改正

昭和55年5月20日 一部改正

平成 5年4月27日 一部改正

平成19年6月 2日 一部改正

令和 5年6月 9日 一部改正